指 名 停 止 措 置 の 概 要

1　指名停止措置業者名　　：　株式会社福電事業
　法人番号　　：　9200001017270
　業者の住所　　：　岐阜県美濃加茂市本郷町７－８７９－１

2　指名停止の期間
　令和８年 10 月 28 日～令和８年 11 月 27 日（１か月）

3　指名停止の措置対象地区
　中部地区

4　事実概要
　（株）福電事業が請け負った岐阜県可児市内の工事現場において、令和７年４月 30 日に発生した労働災害に関し、所轄の労働基準監督署に虚偽の報告をしたことについて、同社及び同社役員が、令和８年４月９日に御嵩簡易裁判所から、労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受けた。

5　指名停止の理由
　４の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成 15 年 10 月機構規程第 83 号）別表第２第 15 号(下記参照)に該当する。

別表第２　　贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措　　置　　要　　件	期間及び措置対象地区
１～14　省略	省略
(不正又は不誠実な行為) 15　別表第１及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から発生地区又は全地区を対象として １か月以上９か月以内
16　省略	省略

＜問い合わせ先＞
鉄道・運輸機構　調達契約部　契約管理課　TEL ０４５－２２２－９０４１(直通)